

再エネ講座シンポジウム2020

再エネ条例施行後における
エネルギー自治の展開
ー長野県飯田市を事例として

九州大学総長補佐・大学院経済学研究院教授
八木 信一

佐賀大学大学院学校教育学研究科准教授
荻野 亮吾



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY

●本報告の流れ●

1 飯田市再エネ条例の特徴



2 条例制定前におけるエネルギー自治の捉え方



3 条例施行後におけるエネルギー自治の捉え方



4 条例施行後におけるエネルギー自治の展開①:山本地区の事例



5 条例施行後におけるエネルギー自治の展開②:上村地区の事例

●飯田市における再生可能エネルギーの取組段階●

| 段階 | 行政およびその他の取り組み | おひさま進歩関連の取り組み |
|--------------------------------|---|--|
| 第1段階 発電事業を担う主体の離陸 | 1997年:住宅用太陽光発電設置への融資斡旋と利子補給開始 2002年:「いいだ自然エネルギーネット山法師」設立、「風の学舎」の準備 | 2001年:「おひさまシンポジウム」の開催 2004年:「おひさま進歩」の設立、「明星保育園」への「おひさま発電所」1号の設置(寄付型) |
| 第2段階 国の事業による全市的な市民共同発電事業の創設 | 2004年:木質ペレットストーブ・ボイラーの導入(市内小中学校、保育園、環境省まほろば事業?) | 2004年:市民共同発電事業の公共施設への全市的展開(環境省「まほろば事業」の活用) 2006年:市民共同発電の電力が持つ環境価値を「グリーン電力証書」として、第三者に販売開始。 2006年:グリーン熱供給事業(経済産業省「グリーンサービサイジングモデル事業」) |
| 第3段階 公民協働による市民共同発電事業の展開 | 2011年:飯田市と中部電力による「メガソーラー飯田」開始 | 2009年:「おひさま0円システム」による住宅用太陽光発電の全市展開(個人住宅対象) 2012年:「メガさんぽプロジェクト」による非住宅用太陽光発電の全市展開(工場等対象) |
| 第4段階 条例の導入による多様な公民協働を目指す展開 | 2013年:「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」の施行 2014年:再エネ条例における発電事業の開始 | 2014年:再エネ条例の認定案件におけるコミュニティ防災センター等での発電事業(受託) |

【出所】白井信雄(2016)「再生可能エネルギーによる地域社会の構造的再生の理論的枠組みの設定とその有効性の確認～長野県飯田市の取組み分析～」『サステナビリティ研究』第6号より作成。

●飯田市再エネ条例の諸特徴●

地域環境権

飯田市民が主体となって、再生可能エネルギーを利用した持続可能なまちづくりを進めるための権利として設定。

公共性・公益性

地域環境権の行使にあたって、公共性(地域団体、および協力する公共的団体等が事業主体)と公益性(再生可能エネルギーの地域利用、および売電収益の地域還元)を重視。

協働

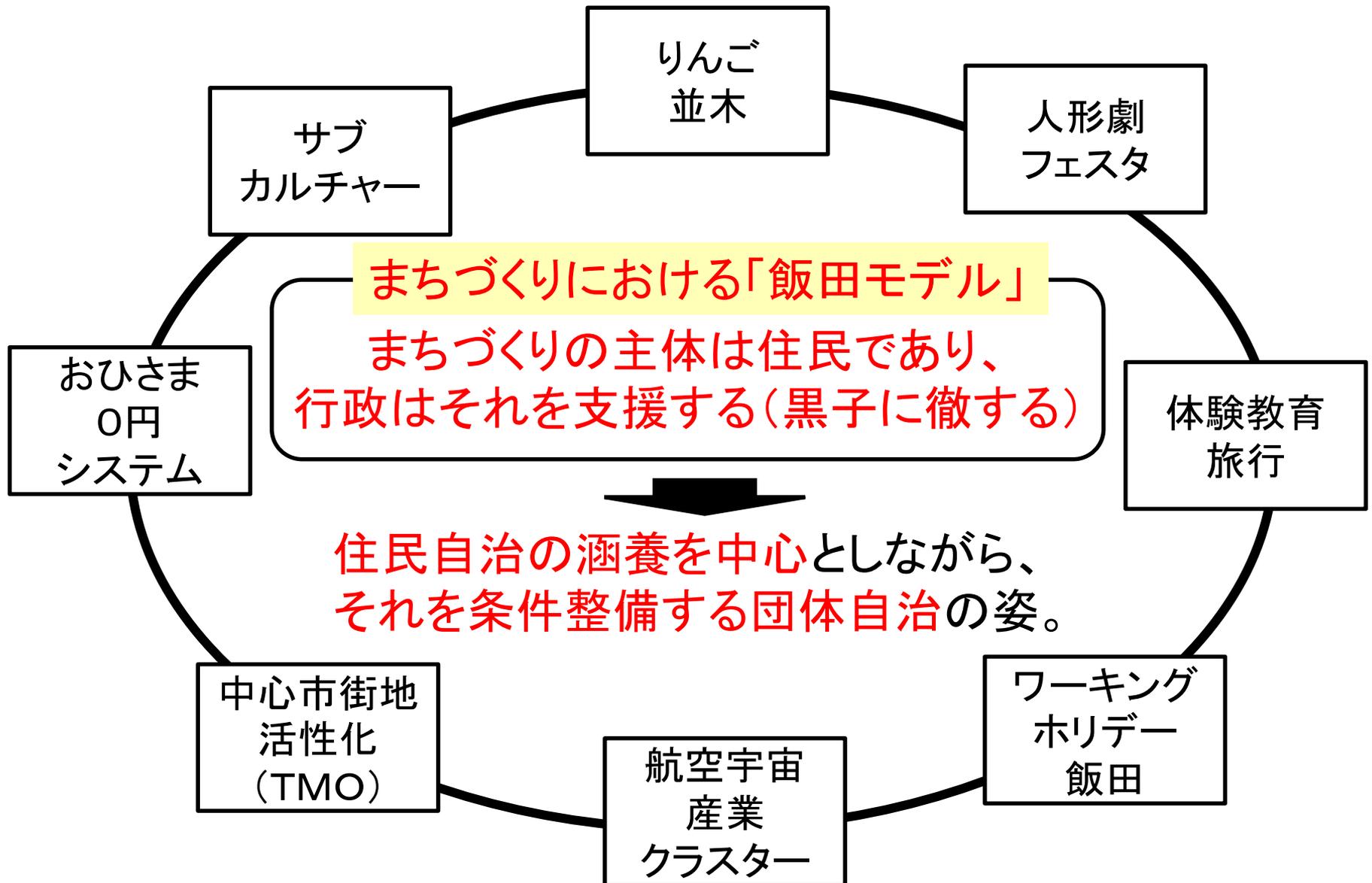
市長の附属機関として再生可能エネルギー導入支援審査会を設置。審査会を踏まえて、市長が認定した事業に対して、信用力の付与や基金を用いた貸付等の支援を実施。

●エネルギー自治とは何か●

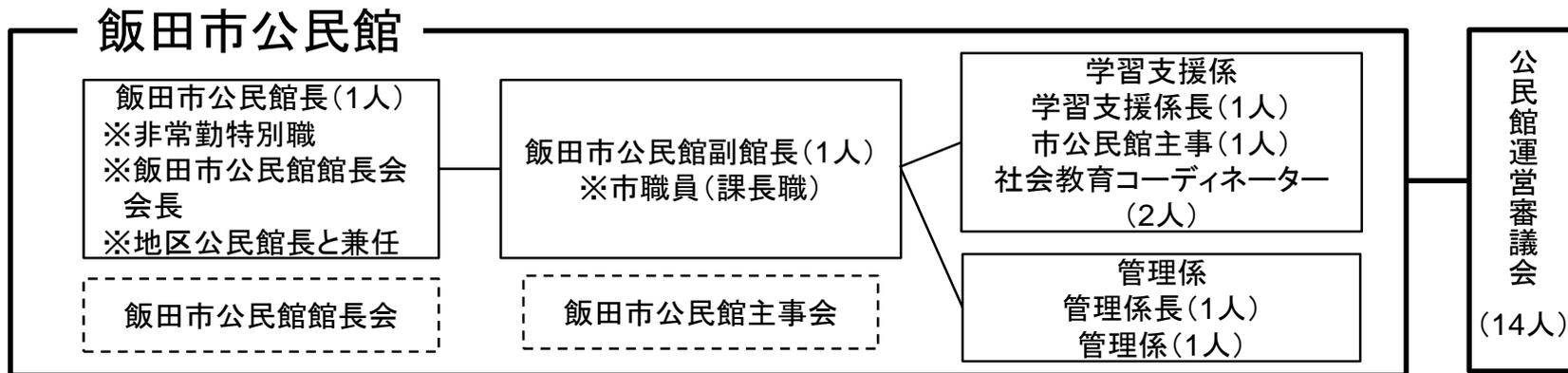
本書は、地域住民や地元企業がお互いに協力して事業体を創出し、地域資源をエネルギーに変換して売電事業を始めることで、地域の経済循環をつくり出して持続可能な地域発展を目指す試みを支援したいと考えています。本書ではこのことを、「**エネルギー自治**」と呼ぶことにしましょう。しかし、そのためには地域のことは地域住民自身が議論して決定し、決めたことを自分たちで実行していくという「**自治力**」が必要です。

【出所】諸富徹(2015)『「エネルギー自治」で地域再生！—飯田モデルに学ぶ』岩波書店、14ページより引用。

●まちづくりにおける「飯田モデル」とは何か●



●飯田市における公民館体制●



地区公民館

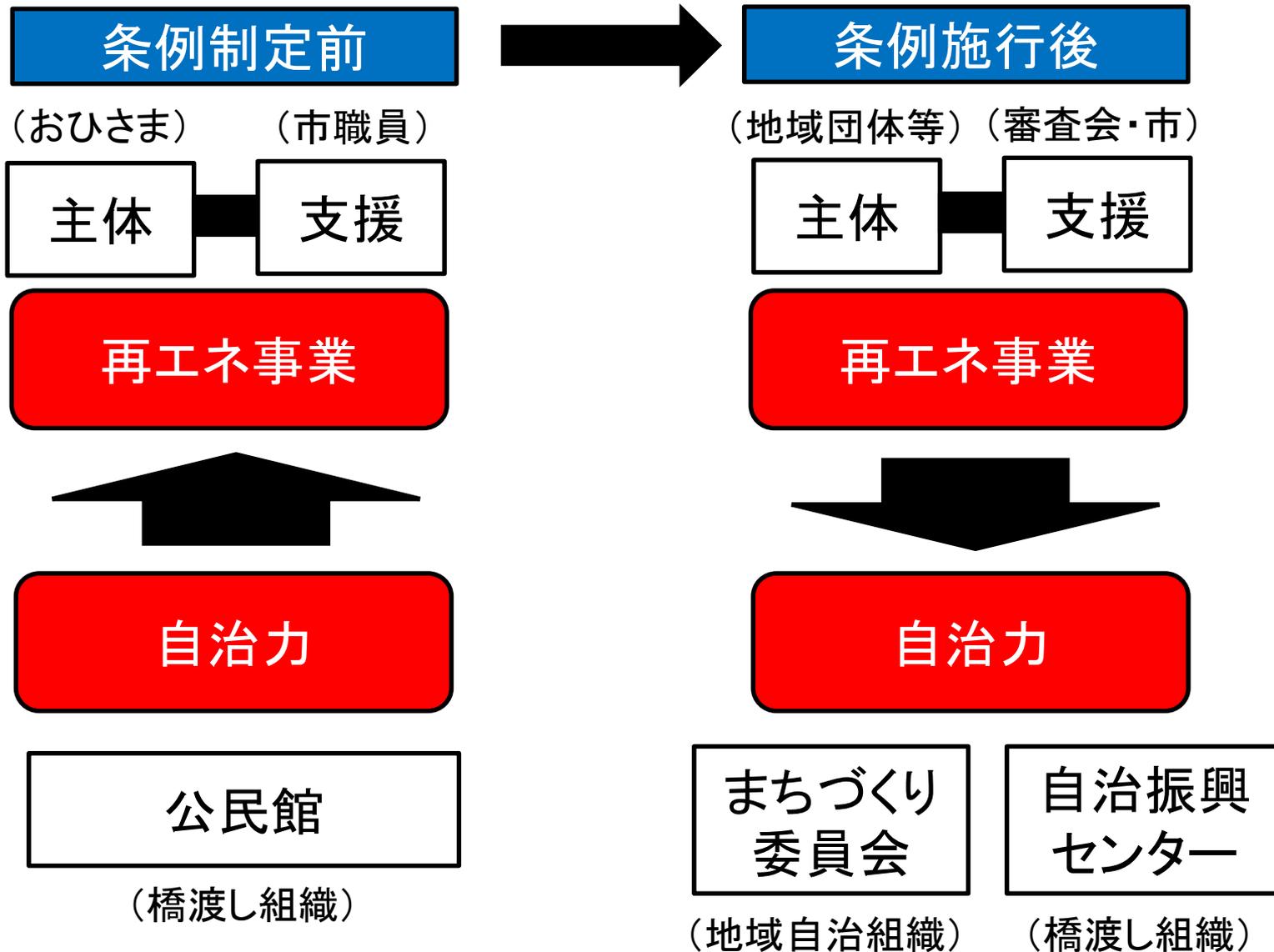
- 20地区公民館(対象人口は最少402人～最多14,497人)で構成されている。
- すべての地区公民館に公民館長(非常勤特別職:地域協議会が推薦し、教育委員会が任命)と公民館主事(市職員:常任専任)が配置されている。また、旧5市地区以外では自治振興センター長が副館長補佐に任命される。さらに、公民館主事は自治振興センター職員の兼務辞令を受ける。
- すべての地区公民館に専門委員会(文化、体育、広報+α)が配置され、住民参加による主体的な企画・運営がなされている。名称、委員数、および任期等は公民館長が定める。
- 地区公民館の予算は、まちづくり委員会に対して交付されるパワーアップ地域交付金から配分されている。

分館

現在、103の分館が住民の手によって自主的に運営されている。

【出典】飯田市公民館(2020)『令和元年度飯田市公民館活動記録』より作成。

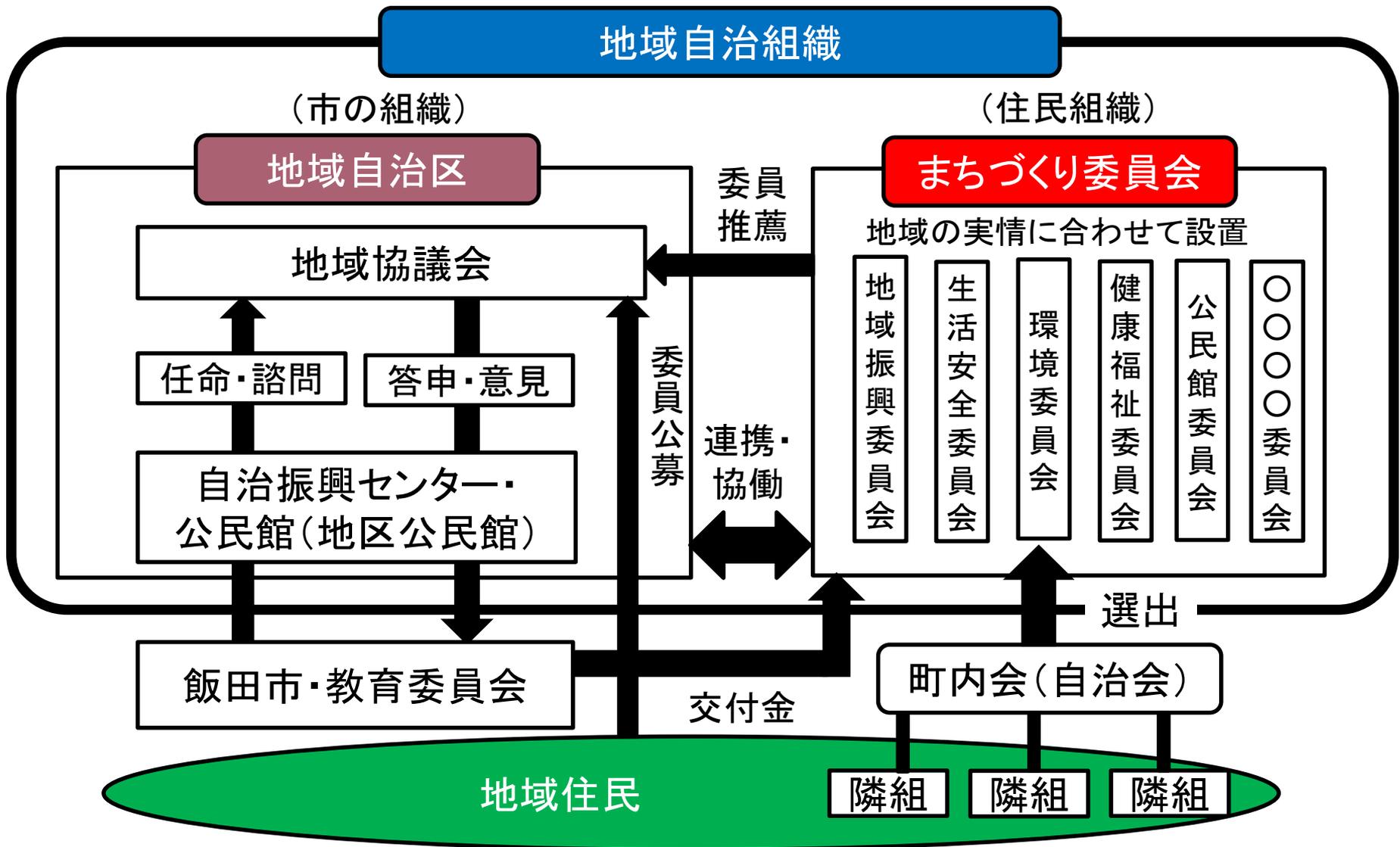
● 条例制定前と条例施行後におけるエネルギー自治の変化 ●



● 条例認定事業一覧(論文執筆時点) ●

| 認定番号 | 認定日 | 事業名 | 地域団体等 | おひさま進歩の協力 |
|------|------------|-----------------------------|---|-----------------|
| 1 | 2014.6.25 | 駄科区メガさんぽおひさま発電所プロジェクト2013 | 駄科区 | ○ |
| 2 | 2014.10.31 | 飯田山本おひさま広場整備事業 | 山本地域づくり委員会 | ○ |
| 3 | 2014.12.19 | 杵原学校多目的ホール太陽光発電設備設置事業 | 山本地域づくり委員会 | ○ |
| 4 | 2015.2.24 | 丘づくり・市民共同発電プロジェクト2014 | 竜丘地域自治会(まちづくり委員会) | △ (コンサルティング) |
| 5 | 2015.3.17 | 久米会館・さくら保育園久米分園太陽光発電設備設置事業 | 久米区 | ○ |
| 6 | 2015.3.27 | 龍江四区コミュニティ消防センター太陽光発電設備設置事業 | 龍江四区地域づくり委員会 | |
| 7 | 2015.3.27 | 飯田市今田人形の館太陽光発電設備設置事業 | 今田人形の館運営委員会 | ○ |
| 8 | 2015.12.12 | 飯田市立旭ヶ丘中学校太陽光発電設備設置事業 | 旭ヶ丘中学校太陽光発電推進協議会(伊賀良まちづくり協議会、山本まちづくり委員会等) | ○ |
| 9 | 2017.2.22 | 花の木山本小学校太陽光発電事業 | 山本地域づくり委員会、山本小学校、PTA等 | ○ |
| 10 | 2018.3.20 | 小沢川小水力発電事業 | 上村まちづくり委員会、かみむら小水力 | △ (社外取締役) |

●飯田市における地域自治組織の仕組み●



【出所】飯田市提供資料を一部修正して作成。

●飯田市における地域自治組織の諸特徴●

地域自治組織の構成

市の組織である地域自治区だけでなく、住民組織であるまちづくり委員会を含めて地域自治組織としている。

まちづくり委員会の構成

自治会などの従来からの自治活動組織をもとに選出された委員によって構成されている。また、地域の実情に合わせた専門委員会を設けている。

公民館の役割の大きさ

まちづくりの「飯田モデル」で重要な役割を果たしてきた公民館のうち、地区公民館をまちづくり委員会のなかに組み入れている。

自治振興センターの位置づけ

従来の支所を自治振興センターへと名称変更し、地域協議会の事務局としてだけでなく、まちづくり委員会の事務局としても位置づけている。また、地区公民館に配置されている主事はセンターの職員を兼務している。

●本報告で取り上げる2地区について●



【山本地区】
郊外に位置、
中央高速道等の
インターチェンジ付近



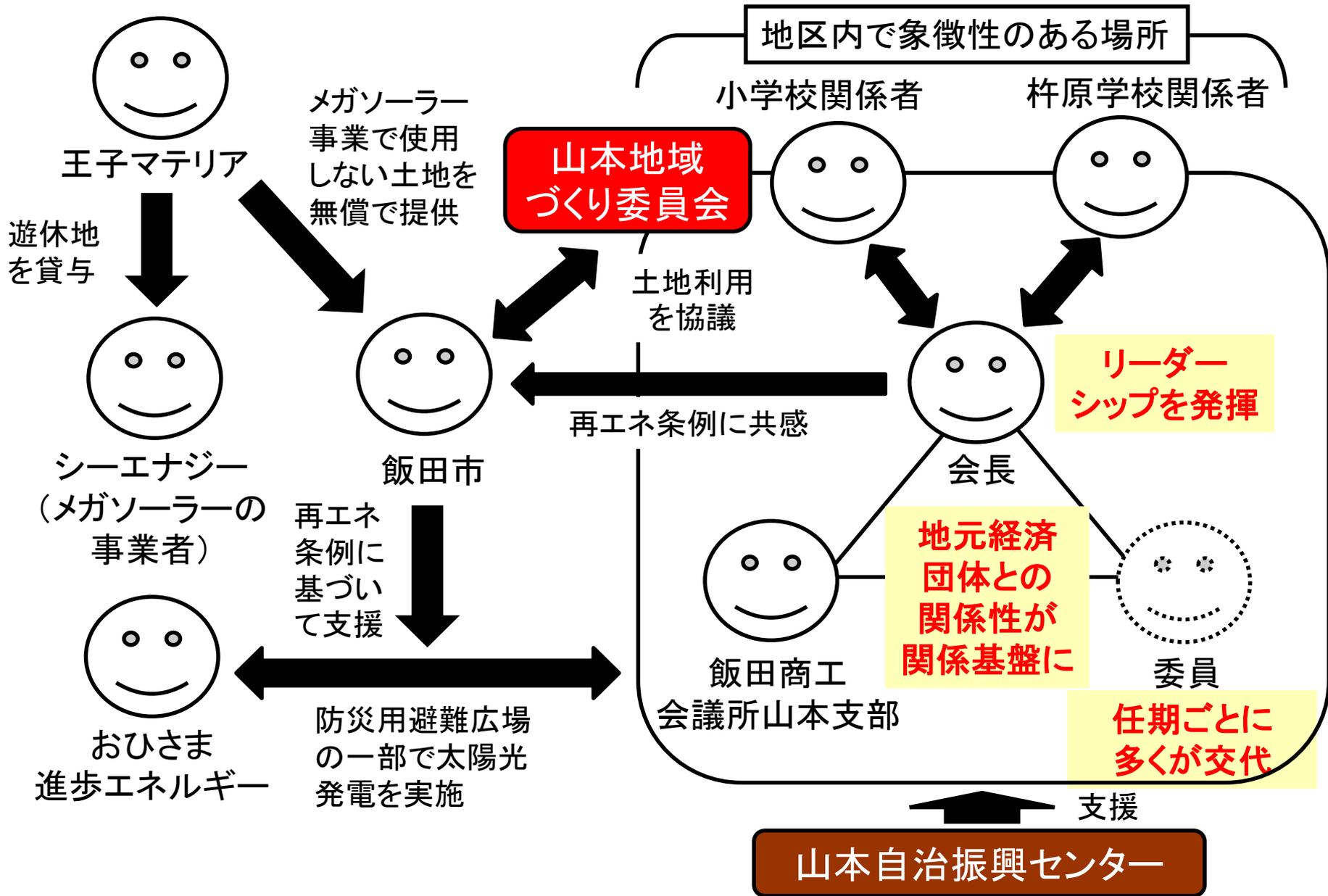
杵原学校の風景
＜写真提供：
山本自治振興センター＞



【上村地区】
山間地域に位置、
市内で最も人口が
少ない

【出所】飯田市ホームページ (<https://www.city.iida.lg.jp/life/7/>) より転載。

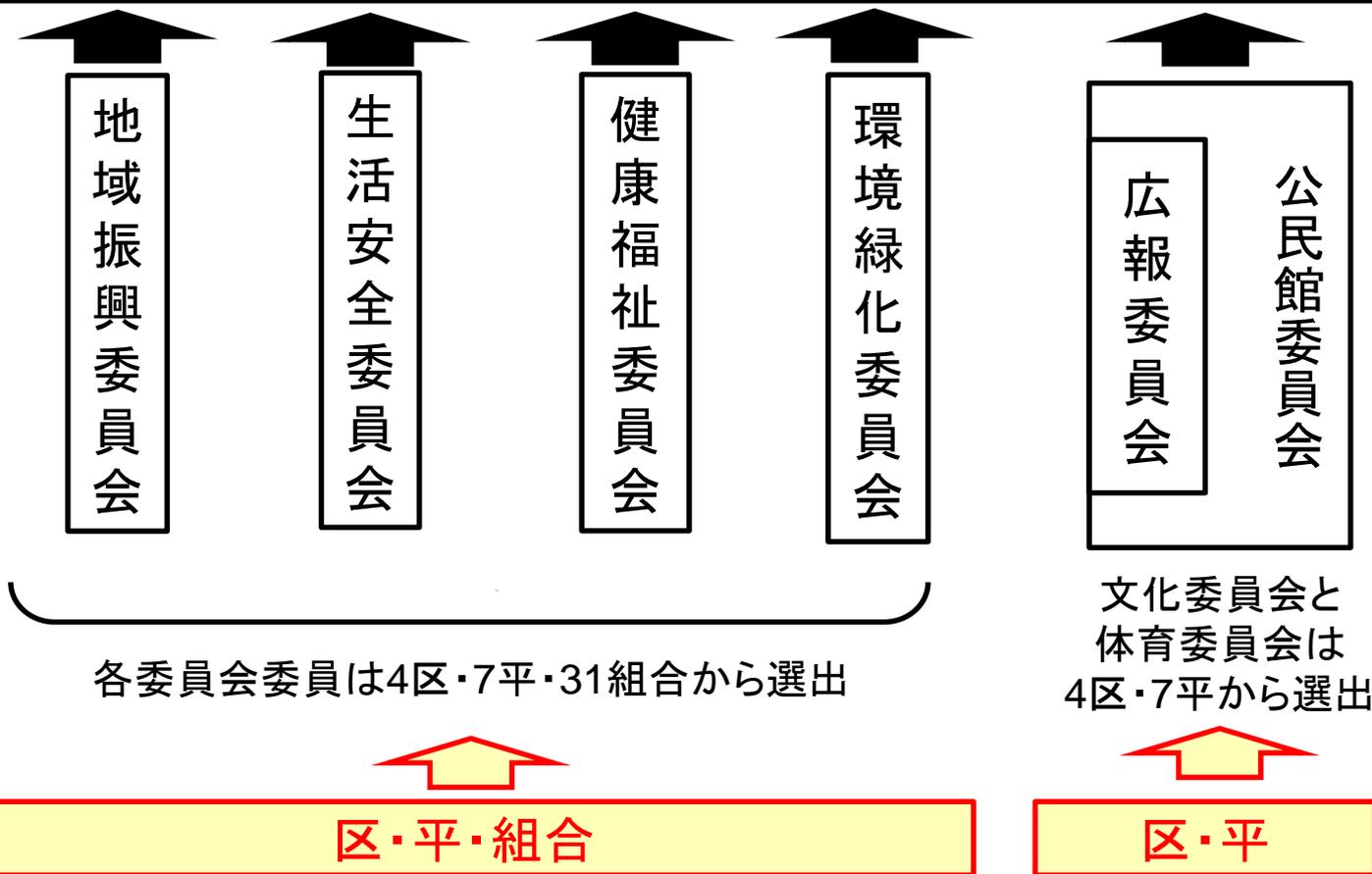
●山本地区における太陽光発電事業の展開過程●



●山本地域づくり委員会の組織図(平成28年度)●

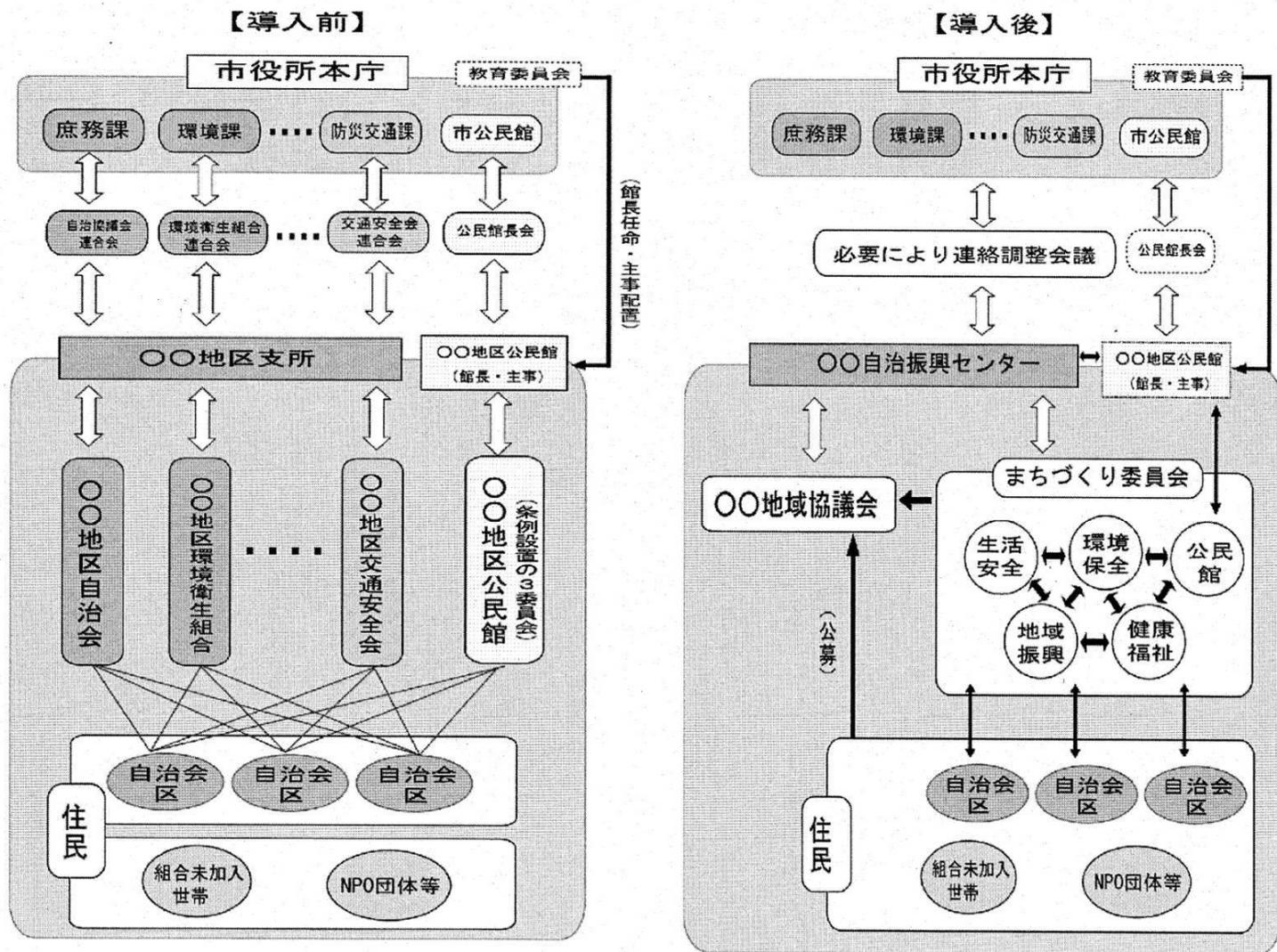
理事(29名)

- 区代表 ●区代表総意による推薦者^{【注】} ●山本区平長・二ツ山市営団地代表
- 各委員会委員長・副委員長 ●公民館長 ●広報委員長 ●関係団体代表
(飯田市商工会議所山本支部、地区財産区、女性団体連絡協議会)



【注】理事のうち、区代表総意による推薦者は2017年度からは存在しない。

●飯田市における地域自治組織導入前後の変化●



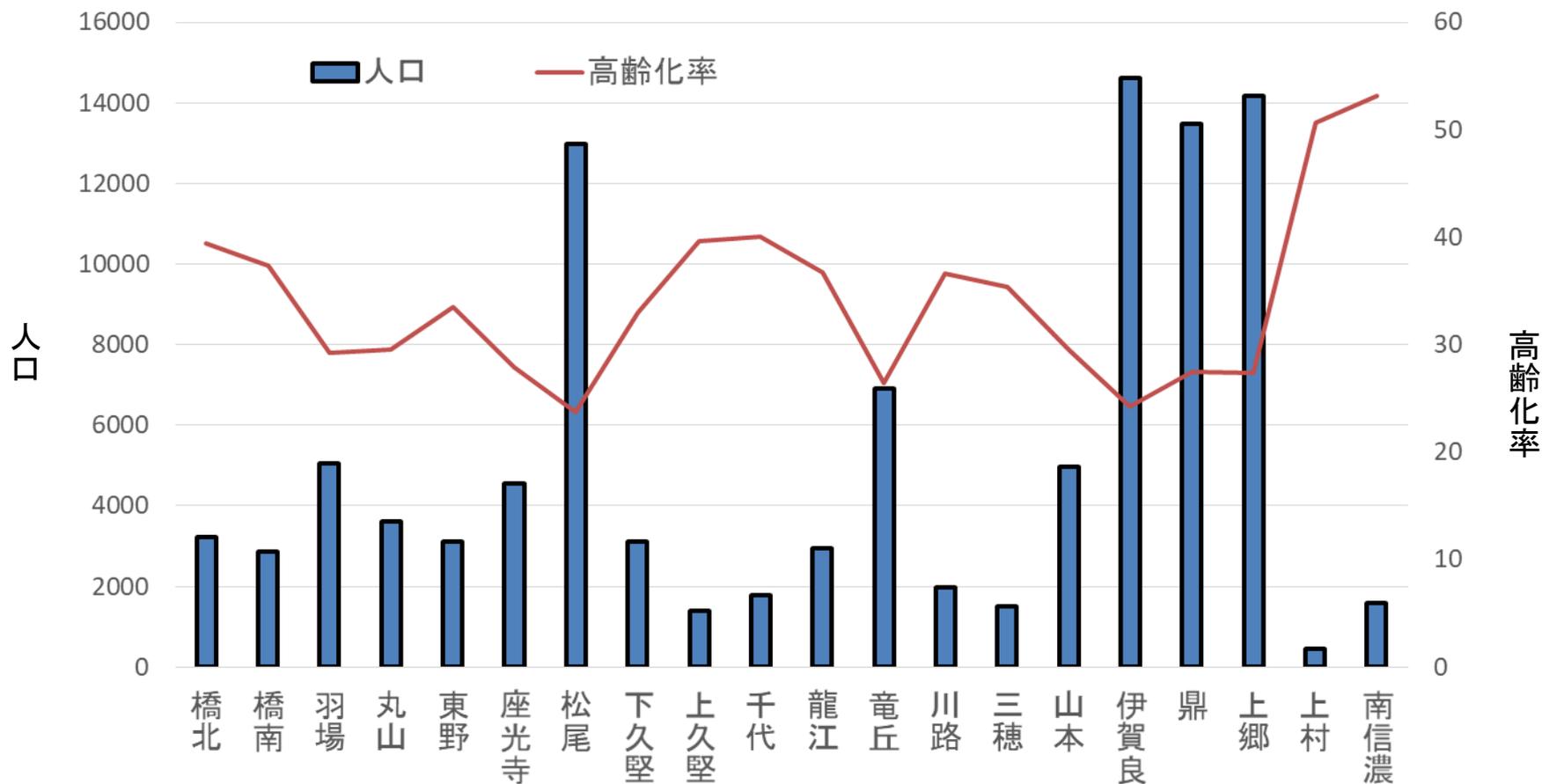
【出所】飯田市提供資料より転載。

●山本地区における再エネ事業による寄附金使途●

| 認定番号 | 事業名 | 寄附金の使途内容 |
|------|------------------------------------|---|
| 2 | 飯田山本おひさま広場整備事業 | 地元業者に委託している、おひさま広場の維持管理費として使用。 |
| 3 | 杵原学校多目的ホール 太陽光発電設備設置事業 | 杵原学校をコミュニティの交流の場として継続して利用できるように、施設の維持管理費や交流事業費として使用。 |
| 5 | 久米会館・さくら保育園 久米分園太陽光発電設備 設置事業 | 保育園を区の交流の場として活用し、コミュニティの場として継続して利用できるように、保育園の維持・補修費として使用。 |
| 9 | 花の木山本小学校太陽光 発電事業 | 小学校と地区・諸団体との連携事業に対して支援や協力を行う。具体的には、PTAが行う学校事業等として使用。 |

【出所】山本自治振興センター提供資料より作成。

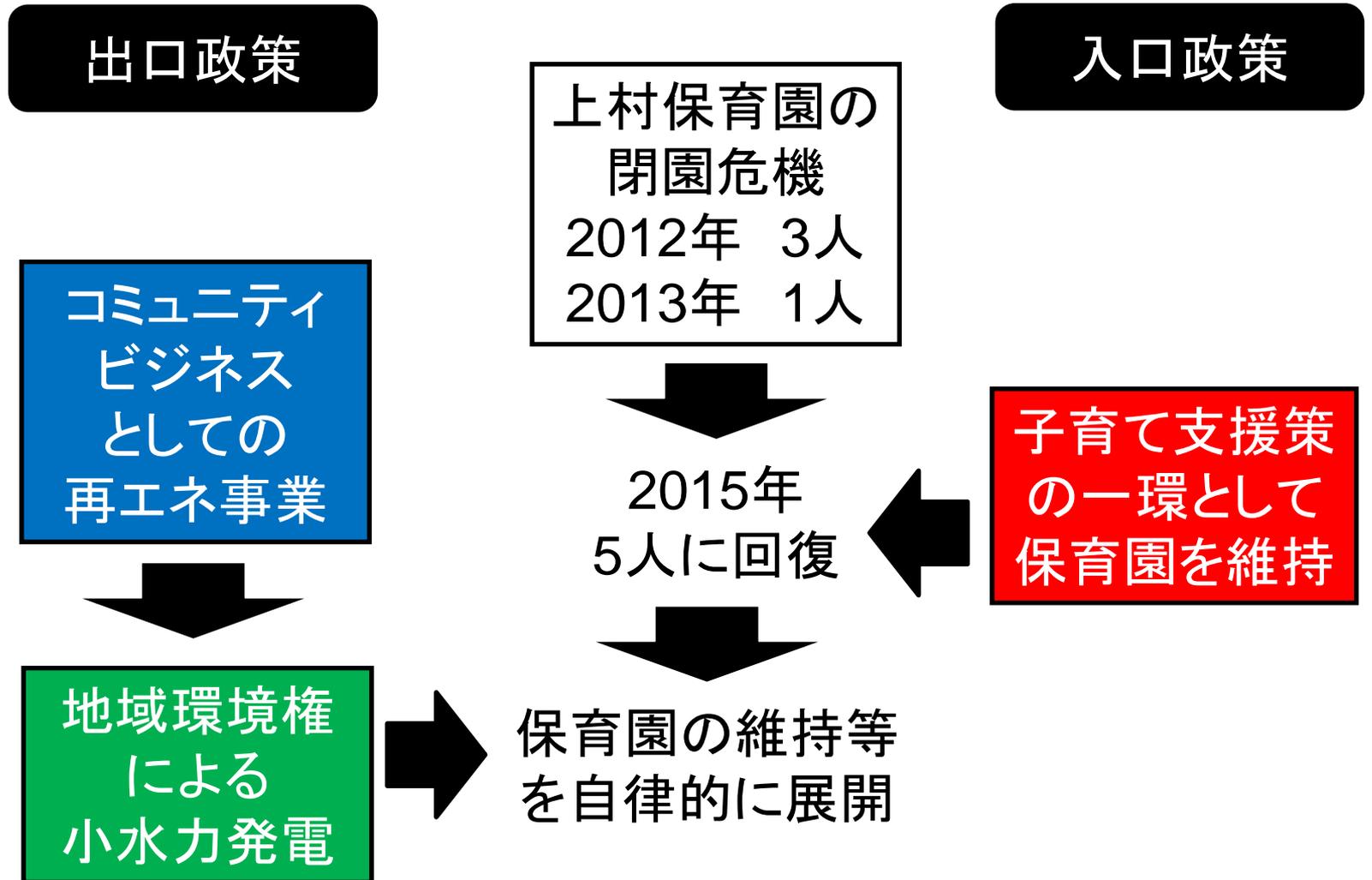
●飯田市内各地区の人口と高齢化率●



【注】人口は2015年4月1日時点、高齢化率は2013年のデータ。

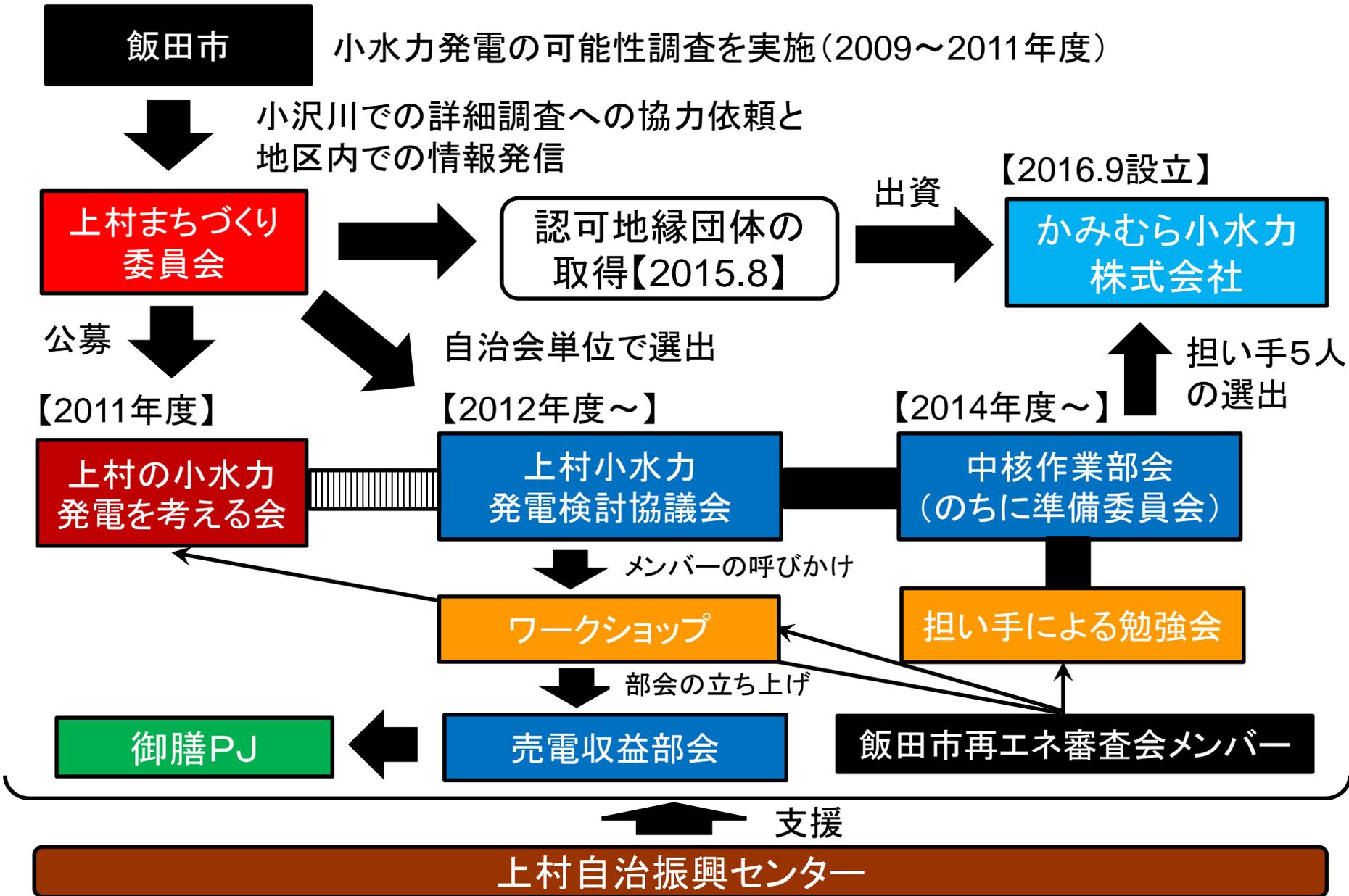
【出所】飯田市提供資料より作成。

●上村プロジェクトにおける入口政策と出口政策●



【出所】牧野光朗(2015)「地方創生に求められる事業構想～プロジェクトデザインによる持続可能な地域づくり～」日独シンポジウム報告資料より作成。

●上村地区における小水力発電事業の展開過程●



●上村小水力発電検討協議会のメンバー構成●

| メンバー | 検討協議会 | 中核作業部会 (のちに準備委員会) | 所属自治会 |
|------|--------|----------------------|-------|
| A | ○(会長) | ○ | 程野 |
| B | ○(副会長) | ○(副委員長) | |
| C | ○ | ○ | |
| D | ○ | | |
| E | ○ | | |
| F | ○ | ○(事務局次長) | |
| G | ○ | | |
| H | ○ | | |
| I | ○ | ○(事務局次長) | |
| J | ○ | | |
| K | ○ | ○ | |
| L | ○ | | |
| M | ○ | | 上町 |
| N | ○ | ○(委員長) | |
| O | ○ | ○ | |
| P | ○ | | |
| Q | ○ | ○(事務局長) | |
| R | ○ | ○ | 下栗 |

【出所】飯田市提供資料より作成。

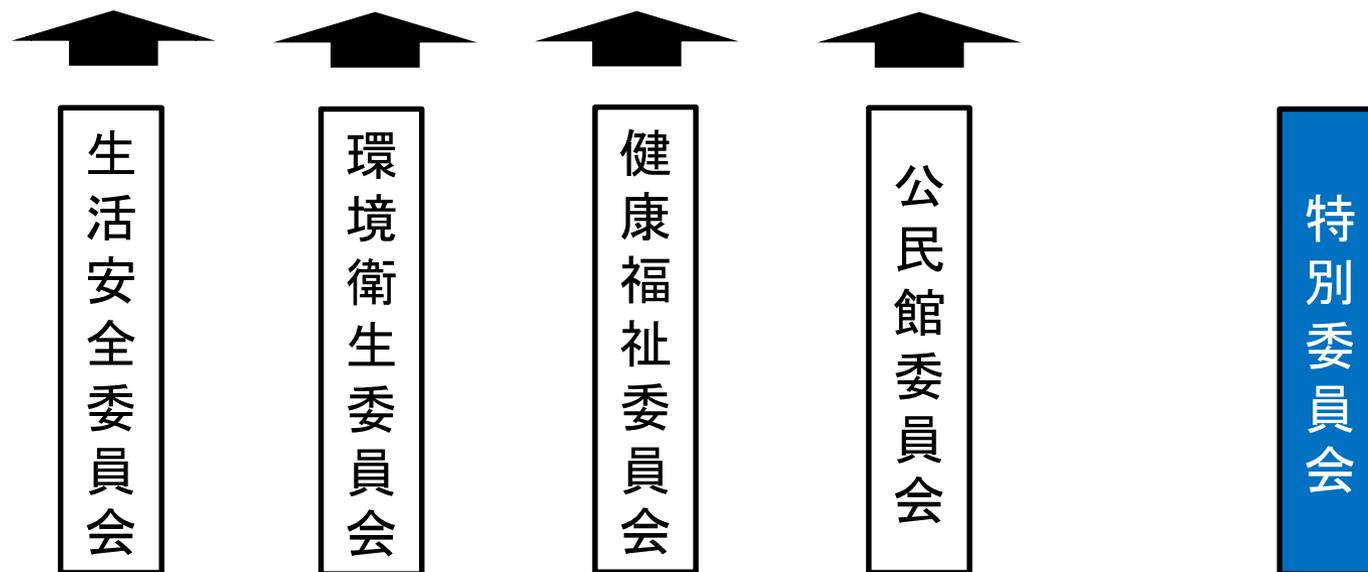
●売電収益を活用した6つの振興事業の柱●

| 方向性 | ねらい | 分野 | 構想 |
|-----|--|--------|--|
| 外向き | 上村の資源を上手に使う 上村しかないものをつくる、上村に来なければ「食せない」「買えない」「体験できない」 地域の良さを住民が自覚し、来訪者に伝え守っていく | 食 | 上村御膳・弁当(地元の食材だけでつくる、食文化の伝承)、そば祭り、おいしい米づくり、野菜等を利用した飲食物のブランドづくり(高原野菜作り等)、呑み屋、道の駅・物産展で食文化アピール(販売) |
| | | 農 | 農業担い手の育成、高齢農業従事者への支援(農業のIT化等)、農作物販売ルート of 構築・拡大(県外や飲食店舗との連携等) |
| | | 観光 | 空家を活用した宿泊施設整備、伝統行事を観光に(霜月まつり、宿場まつり)、上村生活・農業体験ツアー、観光ルート・プログラムづくり、ウォーキングツアー、観光ガイド(小水力、中央構造線)、上村まるごと博物館(全域観光、ガイド付) |
| | | 交通 | 専用バス(レトロバス等)、交通規制(一般観光車両等マイカー規制、バスへの乗り換えで観光)、登山列車(しらびそ、下栗間)、しらびそロープウェイ、林業用トロッコの再利用(観光交通に) |
| | | 水と森の資源 | 小水力発電、木の文化再興、バイオマスエネルギー |
| 内向き | 人が助けあい、知識・情報の共有が図られる場づくり | 地域・福祉 | 組織づくり(ボランティア、NPO、仲間づくり)、地域内交流(子供からお年寄りまで)、住民が集まれる場所づくり(呑み屋、日用品買い回り、コンビニ等を含む)、高齢化社会への対応、若者の集いやすい地域づくり、情報共有・知識共有の場づくり(通信等の伝達手段を含む) |

【出所】飯田市提供資料より作成。

●上村まちづくり委員会の組織図●

執行委員会(本会:13名)
会長(2015年度より自治会長以外から選出)、副会長(自治会長)
地域振興委員長(自治会長)、監査(2名、いずれも自治会長)
各委員会委員長・副委員長



- 小水力運営協議会
- 御膳PJ
- お仕事づくりPJ

※飯田市への編入合併前は生活安全委員会の
前身組織と公民館分館のみ存在